第九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

第十一条第八項中「二年」を「三年」に改める。

第十八条中「社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二　児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

附則に次の見出し及び三項を加える。

（退職手当金に関する経過措置）

3　当分の間、退職した者の被共済職員期間が四十三年以上である場合の被共済職員期間は三十五年とみなす。この場合において、当該退職した者の退職手当金の額は、第八条第四項の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二　十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三　二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四　三十五年目の期間については、百分の百五

4　当分の間、退職手当金の額は、第八条、第九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

5　当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第四条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を次のように改める。

第四十条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

一　平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

二　平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く。）

三　平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が二年以上であるものに限る。）において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

附則第二条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に、「能力」を「知識及び技能」に改める。

第三条中社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条、第四十条第二項及び第四十四条の改正規定を削り、第三条を第三条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

第三条　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（介護福祉士の資格）

第三十九条　介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項及び第三項」に改め、同条に次の三号を加える。

四　次条第二項の規定　社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の公布の日

五　第二条の二の規定　平成二十八年四月一日

六　第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十一条の規定　平成三十四年四月一日

附則第二条第二項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。